

「新しい公共」の行方

政

府は昨年末、二〇二年度の税制改正で寄付税制の改革を決めた。地域の公共政策を担うNPO（特定非営利組織）法人などへの寄付を優遇することで、民主党政権が掲げる「新しい公共」を推進しようというものだ。

「新しい公共」とは、地域や人を支える公共サービスを「官」だけに頼るのではなく、市民を含め社会全体で支える「共助」の理念に基づく。官による画一的で非効率な公共サービスを改め、住民参加の公共政策を広げようという狙いだ。

ただ、その財源としての寄付のあり方や公共支援政策の仕組み、寄付と支援政策との関係などについては、なおさまざまな課題がある。

今回決まった寄付金優遇措置は、認定NPO法人への寄付について、最大五〇％（うち地方税一〇％）の税額控除が受けられる仕組み。現行の所得控除方式に比べ、減税効果は大きい。所得税に加え住民税も軽減され

るため、寄付する側にとって確かにメリットはある。

だが、これで寄付が大幅に拡大するかどうかは怪しい。優遇措置を受けられるのは、一定の基準をパスした認定NPO法人に限られるためだ。

政府は、今年から新たな認定制度をスタートさせるが、「三千円以上の寄付者が年平均一〇〇人以上」といった細かい要件が、実際には大きな壁となる。現在、NPO法人は全国に四万超あるが、認定法人はわずか一九〇しかない。だから、善意の寄付も減税の特典を受けられないケースも出てくるだろう。

日本の寄付税制は、もともと寄付をする相手先によって優遇度が異なり、また寄付する側も企業か個人かで優遇度合いが異なる「官」優位の税制とされる。

例えば、公益法人とNPO法人への課税では、法人税率や「みなし寄付金控除」で大きな格差がある。また、企業が公益法人に寄付した場合、全額を損金算入できるなど、企業優位の仕組みとなっている。

一方、「新しい公共」を目指す公共支援政策の仕組みも、地域主権や地方自治の視点から見て判然としない部分が多い。NPO活動を支援する枠

組みづくりは、政府（内閣府）主導で進んでいるが、公表された支援事業のガイドラインを見る限り、相変わらず「行政主導」の色合いが濃い。

例えば、国が推奨するモデル事業とは、「地域の諸課題」を解決するため、「多様な担い手」が参加し、NPOと地方自治体が「連携して」事業主体になるケースとしている。

さらに、支援対象の審査・選定から、支援内容や事業評価まで、国が細かな指針を決め、地方はそれに従うという内容になっている。

だが、地域の公共政策は、福祉、介護、教育、子育て、町づくりなどさまざまな分野があり、NPOの活動もその野は広い。また、地域によって優先順位も異なる。したがって、国が決める画一的な基準で「優良NPO」を支援していくのではなく、地方が中心となり、地域のための柔軟で多角的な「新しい公共」が望まれる。

政府の公共支援事業は、国の予算を地方が「基金」として使うが、そこに市民や企業からの寄付は組み入れられない（マッチングの禁止）。これでは、せっかく寄付税制を優遇しても、寄付が「新しい公共」と有機的に結び付くとは思えない。

「新しい公共」の特徴は、「官」による公共サービスに対して、NPOなど多様な担い手が効率的な公共サービスを提供する点にある。だから、NPO活動の財源となる「寄付」は、政府や自治体の税収・公共支出の回路から独立するのが望ましい。

税制優遇は、住民税中心の一〇〇％税額控除を基本とし、寄付する先は法人格の別なく、草の根のボランティア団体などにも門戸を広げる必要がある。また、行政の支援も画一的な基準では、多様な活動をするNPOの選別が始まり、本当に支援が必要なNPOには寄付も支援も及ばない懸念もある。

寄付は、地域や社会のために何か貢献したいという気持ちの表れでもある。自治体によっては、住民が寄付の使途を自由に指定できる制度があり、最近では、「寄付信託」やネット上の寄付仲介事業も盛んになっている。

こうした寄付への関心の高まりを、地域の「新たな公共」活動にどう結び付けていくか、寄付を有力な「財源」としてどう位置づけるか、その仕組みづくりが今問われている。

萩原慎一郎

経済ジャーナリスト

